

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力をを行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのつとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年6月21日法律第80号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

(介護等の体験の期間)

第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第2条 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

二 削除

三 削除

四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設

六 削除

- 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 九の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- 十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設
(介護等の体験を免除する者)
- 第3条 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。
- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者
- 二 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
- 三 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
- 四 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

- 第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うにあたつて、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式（省略）のとおりとする。

附 則

この省令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則 (平成16年3月31日文部科学省令第19号)

この省令は、公布の日から施行し、第2条第6号の改正規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第6条の規定の施行の日から、同条第8号の改正規定は、独立行政法人国立重度知的障害者総合福祉施設のぞみの園の設立の日から、同条第9号の改正規定は、介護保険法の施行の日から適用する。

附 則 (平成18年9月25日文部科学省令第36号)

- 1 この省令は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第2条第9号の2中「及び地域活動支援センター」とあるのは「、地域活動支援センター並びに同法附則第41条第1項、同法附則第48条又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。）」とする

附 則 (略)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条第10号の規定により、同条第1号から第9号に掲げる施設に準じる施設として文部大臣が認める施設を指定する件（平成9年11月26日文部省告示第187号）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条第10号の規定により、同条各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を、次のように指定する。

一 障害者自立支援法（平成17年文部省令第123号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特定等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する施設を除く。）

二 削除

三 削除

四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設

五 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する事業を行う施設

七 児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等

附 則（平成11年3月23日文部省令告示第52号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。